

# 第286回奄美大島海区漁業調整委員会

## 議事録

### 1 日程等

- (1) 日時 令和8年2月26日(木) 15:30～16:30
- (2) 場所 大島支庁別館2階会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

### 2 議事内容及び結果

- (1) 鹿児島県資源管理方針の変更について(諮問)  
→ 原案のとおり承認する旨, 決定
- (2) くろまぐろに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について(諮問)  
→ 原案のとおり承認する旨, 決定
- (3) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)  
→ 原案のとおり承認する旨, 決定
- (4) 知事許可漁業に係る制限措置等について(諮問)  
→ 原案のとおり承認する旨, 決定
- (5) 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示について(協議)  
→ 原案のとおり承認する旨, 決定
- (6) うみがめの採捕についての指示について(協議)  
→ 原案のとおり承認する旨, 決定
- (7) 奄美大島海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定について(協議)  
→ 原案のとおり承認する旨, 決定
- (8) 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について(報告)

令8年2月26日15時30分開会

【開会】

|         |   |
|---------|---|
| 山之内事務局長 | <p>それでは、定刻になりましたので、ただ今から第286回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>なお本日は、築地新委員より欠席の連絡をお受けしております。委員10名のうち9名の出席をいただいております。よって奄美大島海区漁業調整委員会事務規程第7条第1項の規定により定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>それでは、茂野会長からご挨拶と、併せて議事の進行をお願いいたします。</p> |
| 茂野会長    | <p>今年度最後の委員会となりますが、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名者を奥田委員と元山委員にお願いをしたいと思いますよろしいでしょうか。</p>   |
| 各委員     | <p>異議なし</p>   |
| 茂野会長    | <p>それでは、前田委員と築地新委員にお願いします。</p> <p>また会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることでご了承をお願いいたします。</p>  |

【議事1 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）】

|        |  |
|--------|--|
| 茂野会長   | <p>それでは議事1「議事1 鹿児島県資源管理方針の変更について」を議題といたします。</p> <p>本件は諮問事項となっております。</p> <p>それでは、議事提出者の県から説明をお願いします。</p>  |
| 吉田水産技師 | <p>資料1をお手元にご用意ください。本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">＜諮問文読み上げ＞</p> <p>2ページをお開きください。概要について説明します。</p> <p>今回、当県資源管理方針の変更についてということで、変更点が2つございます。</p> <p>1点目は、知事管理漁獲可能量の柔軟な運用に向けて、記載の変更を行いたいもの。</p> <p>2点目は、漁業法の改正に伴い、県の資源管理方針の変更が必要になったものです。</p> <p>まず1点目の、知事管理漁獲可能量について説明します。</p> <p>2の変更内容の(1)をご覧ください。</p> <p>今回くろまぐろに関して、本県におけるくろまぐろ小型魚、大型魚の漁獲可能量の運用については、国からの追加配分等があった場合や、県内の知事管理区分間、定置漁業とその他漁業の間での融通、また不等量交換小型魚の枠を1.47倍し、大型の枠に振り替えることができる措置。</p> <p>これらへの対応については、充実しており、それぞれの漁業調整委員会へ事後報告することとされています。</p> <p>一方で、この知事管理区分から、他都道府県への漁獲枠の譲渡については整理をされておらず、変更前に鹿児島、熊毛、奄美大島海区へ諮問をし、答申をいただかなければなりません。</p> <p>太平洋くろまぐろについては、資源の回復に伴い、令和7管理年度、今年度から小型20%大型用50%の増加が行われ、本県の漁獲枠も大きく増加をしております。</p> <p>そのため、今後の来遊状況等によっては、他都道府県に枠を譲渡する機会というものも生じられると考えられるため、より柔軟な漁獲可能量の運用について整理をするものになります。</p> |

運用案については、次の通りとなります。

イの運用案をご覧ください。

他都道府県への譲渡については、太平洋くろまぐろを漁獲する関係水産団体等の同意を取得後に速やかに実施をすることとします。

この際、県の判断のみで恣意的に実施をしないものとします。

そして、前述の対応となった場合は、国からの追加配分等があった場合と同様に、海区漁業調整委員会へは事故報告とします。

ただし、各管理年度の漁獲枠設定時の諮問において上記対応をする旨、つど諮問をすることといたします。

この運用案を導入した際の効果は、次の通りです。

ウをご覧ください。

まず現状についてですが、先ほども説明した通り、他都道府県の状態について、鹿児島、熊本、奄美大島海区の漁業調整委員会に諮問をいたします。

この3海区で答申をいただければ、知事管理漁獲可能量の変更について、農林水産大臣に報告、県のホームページで公表し、変更に係る手続きは完了となります。

しかし、3つの海区で諮問をする必要があるため、変更までに1ヶ月ほど時間を要するということになります。

一方で運用案を導入した場合ですね。

こちらは、他の都道府県へ漁獲枠を譲渡するため、知事管理漁獲可能量を変更する旨、くろまぐろを捕獲する関係水産団体等から同意を取得します。

その後、知事管理漁獲可能量の変更について、農林水産大臣へ報告、県のホームページで公表し、変更が完了となります。

この場合、3海区漁業調整委員会へは事後報告となり、変更後に開催される委員会で報告をすることとなります。

このように3海区漁業調整委員会へ変更前に諮問をする必要がなくなるため、変更にかかる期間が短縮され、漁獲状況に即した変更が、可能になると考えております。

変更内容については次の3ページの上段をご覧ください。

くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚の第3漁獲可能量の知事管理区分の配分の基準に、また、県内、知事管理区分間の融通や不等量交換、他都道府県の譲渡により、知事管理漁獲可能量が変更される場合は、あらかじめ鹿児島、熊本、奄美大島海区漁業調

整委員会に意見を聞いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする追記したいと考えております。

次に、漁業法の改正に伴う変更についてです。

(2) をご覧ください。

こちらはくろまぐろの大型魚について

こちらは漁業法第 11 条第 2 項第 3 号に基づく特定水産資源に指定をされており、漁獲可能量 T A C による管理が行われているところです。

その中、令和 4 年に、漁獲量等の報告義務に違反したくろまぐろ大型魚が流通する事案が発生し、再発防止や管理強化を図ることが急務となっています。

このため、特定水産資源のうち、国際的な枠組み等を勘案して、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものを、特別管理、特定水産資源として定め、個体の数及び船舶等の名称等の報告を義務づけるとともに、報告期限を陸揚げされた日から、3 日以内とする等の法改正が行われ、農林水産省令において、このくろまぐろ大型魚には特別管理特定水産資源として指定をされました。

この改正に対応するため、県資源管理方針においても変更を行うこととなります。

変更内容の書きぶり等は、国の資源管理方針に倣っております。

くろまぐろ大型魚の第 2、知事管理区分、及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等の記載を、次の通り変更したいと考えております。

読み上げると、当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日から 3 日以内。

行政機関の休日に関する法律第 11、第一条第 1 項に規定する行政機関の休日は参入しないとする。

また、第 5、その他の資源管理に関する重要事項に、次の通り記載をしたいと考えております。

読み上げると、法第 26 条第 2 項の規定に基づく特別管理特定資産支援について、くろまぐろ大型魚には法第 26 条第 2 項の農林水産省令で定める、特別管理特定水産資源であるとあります。

今回の変更内容につきましては、4 から 6 ページに新旧対照

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>表，7ページ以降に溶け込み版が添付しております。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>今後の手続きとしましては，2月中に各海区漁業調整委員会へ諮問を行い，答申をいただくことができましたが，農林水産大臣で変更承認申請を提出。</p> <p>承認通知を受け取った後，県公報およびホームページで公表し，変更に係る手続きが完了となります。</p> <p>説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 茂野会長   | <p>説明が終わりましたが，ご意見やご質問はございませんでしょうか。</p>  |
| 柳原委員   | <p>2ページの中段に太平洋くろまぐろを捕獲する関係水産団体等の同意を取得後に速やかに実施するとあるが，関係水産団体とは漁協のことか。具体的に教えていただきたい。</p>   |
| 吉田水産技師 | <p>関係水産団体の想定として，定置漁業については県の定置協の同意を得るものと考えています。一方その他漁業については，そのような関係団体はないので，県漁連や各県内漁協の同意と考えています。</p>  |
| 茂野会長   | <p>他にご質問はございませんでしょうか。</p>   |
| 阿多委員   | <p>余った分を他県へ譲るということであるが，奄美海区では4月頃から漁獲量が増えてくるが，そのことについて，他県に譲った場合に，本県で捕獲できなくなるということはないのか。</p>  |
| 吉田水産技師 | <p>消化率が低い状態の時に枠を譲渡し，その後捕獲されて枠がなくなってしまうことも大いに考えられるので，現場の皆様にも他県から相談があったので，譲渡しても良いか合意を得てからおこなうこととなります。</p>   |
| 阿多委員   | <p>合意した後は漁獲できないということですね。</p>  |
| 吉田水産技師 | <p>そういうこととなります。</p>   |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>この案を提出した背景として、他県への枠を譲渡することを積極的に考えてはおらず、そもそも鹿児島県の枠は少ないので、進んで枠を譲渡することは想定していません。</p> <p>活用が想定される場面は、来遊状況によっても変わると思うが、2月、3月の管理年度の末に枠を余しているときに他県から相談があったときに速やかに他県に枠を配分する。</p> <p>管理年度の消化率が8割を超えていると翌年度の追加配分が少し増加する消化率メリットという措置があり、そのような措置を活用するために速やかに枠を出すということも考えられます。</p> <p>また、他県に譲渡した場合、譲渡した県にもメリットがなければ枠の融通は進まないの、譲渡した県には翌年度追加配分をもらえるという譲渡メリットがあります。</p> <p>管理年度の末に消化率が低い状態の時に来年度の枠を少しでも増やしたいので今回の運用を使いたいという背景があります。</p> |
| 阿多委員   | <p>実際に運用をしてみないと分からないと思うが、去年はけっこうな水揚げあり、途中で水揚げができないことがあった。譲った後に自分たちの水揚げができなくなったらという心配がある。年度末に余ったので、譲渡しようという考えはいいが、自分たちの漁獲量まで割いて他県に譲って良いのか。漁業者が納得いくかどうか判断に苦しいのではないかと。</p>  |
| 吉田水産技師 | <p>TAC管理はくろまぐろ以外の魚種でも行われていて、枠の融通は盛んに行われています。枠が足りないのはお互い様なので協力してやっていこうという体制もあるので、ご理解いただきたい。</p> <p>合意をいただいた上で行うので、相談があったときはリスクも勘案して回答いただきたいと思います。</p>   |
| 山下委員   | <p>枠は4月からということで、奄美の漁獲は4~5月あたりに集中するので、枠が余ることはあっても年度をとおして足りなくてというのは、奄美は影響しないのではないかと。</p>   |
| 阿多委員   | <p>前期後期があったと思うが。</p>   |
| 吉田水産技師 | <p>小型魚は前期、後期。大型魚は1年間になります</p>  |

|        |   |
|--------|---|
| 阿多委員   | 余った分は出しても良いと思うが、去年は水揚げできないので逃がしたとという話を聞いた。  |
| 吉田水産技師 | 昨年の与論町漁協の高来遊は承知しています。<br>大型魚については、春先に集中するので他県からの相談があっても厳しいのかなとは思う。説明したとおり、この運用を活用するのは管理年度末ということを考えています。 |
| 茂野会長   | 他にございませんでしょうか。  |
| 他委員    | 意見なし。   |
| 茂野会長   | 議事1について、原案のとおり定めることを適当とする旨答申してよろしいか。  |
| 他委員    | 異議なし  |
| 茂野会長   | ご異議がないようですので、議事1については原案のとおり答申することと決定いたします。  |

【議事 2 くろまぐろに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能の設定について】

|        |   |
|--------|---|
| 茂野会長   | <p>それでは議事 2「議事 2 くろまぐろに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能の設定について」を議題といたします。</p> <p>本件は諮問事項となっております。</p> <p>それでは、議事提出者の県から説明をお願いします。</p>   |
| 吉田水産技師 | <p>本来、質問事項となりますので、まず諮問を読み上げます。</p> <p style="text-align: center;">＜諮問文読み上げ＞</p> <p>2 ページをお開きください。</p> <p>まず、30 キロ未満の小型魚についてです。</p> <p>1 の小型魚をご覧ください。</p> <p>令和 8 年度、本県に配分されました数量は、昨年度と同様に 41.3 トンです。</p> <p>各管理区分への配分ルールについては、概ね 1 割を県の留保とし、残りの概ね 9 割を平成 22～24 年漁期の地元実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り、直近の漁獲実績を反映するものとされています。</p> <p>次に、知事管理漁獲可能量の設定についてです。</p> <p>管理区分ごとへの対応については、直近の令和 5～6 管理年度の漁獲実績の平均値を反映したいと考えており、その際の配分比率は、定置漁業対その他漁業が 77 対 23 となります。</p> <p>県の留保枠 4.1 トンを除いた 37.2 トンを前述の比率で按分すると定置漁業は 28.7 トン。</p> <p>その漁業は 8.5 トンとなり、この数字を採用したいと考えています。</p> <p>小型魚については、各管理区分、上半期と下半期に分けて管理をすることとしておりますが、令和 7 管理年度は、これまで上半期の最大実績をまかなえる数量を上半期に配分をしていたところです。一方、その管理年度当初から高水準の来遊が続いて、小型魚については、すべての漁業で 4 月早々に採捕停止命令を発出したところです。ついては、近年の来遊状況の変化というものを考慮して、上半期対下半期がおおよそ一対一になるように配分をし</p> |

たいと思っております。

配分案を読み上げると、定置漁業の上半期が14トン、定置漁業の下半期が14.7トン。その他漁業の上半期は4トン、その他漁業の下半期は4.5トンになっております。上半期に消化しきれなかった余白枠は、下半期に自動的に繰り越されることになっております。

次に2番、くろまぐろ大型魚についてです。令和8管理年度の本県に配分された数量は30.8トンとなっています。各管理区分への配分ルールにつきましては、小型魚と同じですので、割愛します。

知事管理漁獲可能量の設定について、大型魚についても、各管理区分への配分は、小型魚と同様に、直近の令和5～6班管理年度の漁獲実績を反映することとしたいと考えています。

そのための配分比率は、定置漁業とその他漁業が61対39であることから、県の留保枠3トンを除いた27.8トンを前述の比率で按分すると、定置漁業は16.9トン、その他漁業は10.8トンとなり、この数字を採用したいと考えています。

続いて、3ページの別紙2をお開きください。こちらはくろまぐろ小型魚、大型魚の柔軟な運用を図るため、令和8管理年度における具体的な取り扱いを定めるものとなります。

取り扱いの案としては、くろまぐろの小型魚、大型魚の知事管理区分の融通及び不等量交換。他都道府県の譲渡について、知事管理漁獲可能量を変更する場合、くろまぐろを漁獲する関係水産団体等の同意が得られた範囲内で数量を変更することとします。

また、変更した場合は、県ホームページ及び県公報により、遅滞なく公表することとし、変更後に開催される鹿児島県、熊毛、奄美大島海区漁業調整委員会に報告をすることとしたいと思っております。

また、前述の変更及び県方針内に定められている国や他県等からの追加配分等による変更以外は、鹿児島県、熊毛、奄美大島海区漁業調整委員会の意見を聞いて、変更を行うことといたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

|      |  |
|------|--|
| 各委員  | 意見なし。                                      |
| 茂野会長 | 議事2について、原案のとおり定めることを適当とする旨答申してよろしいか。       |
| 他委員  | 異議なし。                                      |
| 茂野会長 | ご異議がないようですので、議事2については原案のとおり答申することと決定いたします。 |

【議事 3 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について】

|        |  |
|--------|--|
| 茂野会長   | <p>それでは議事 3「議事 3 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」を議題といたします。</p> <p>本件は諮問事項となっております。</p> <p>それでは、議事提出者の県から説明をお願いします。</p>  |
| 山上水産技師 | <p>1 ページをご覧ください。</p> <p>本件は諮問事項ですので、諮問文を読み上げます。</p> <p style="text-align: center;">＜諮問文読み上げ＞</p> <p>2 ページをご覧ください。今回諮問するのは、さんご漁業にかかる制限措置です。さんご漁業は 1 年許可となっております、今回の諮問は来年度中の許可をするためのものになります。制限措置は表に示している通りで、許可すべき者は 1 者で、例年通りの内容になっています。操業区域は 3 ページに示しています。申請すべき期間は令和 8 年 3 月 2 日から 3 月 19 日まで、許可の有効期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなっております。</p> <p>4 ページ以降は参考資料となっております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> |
| 茂野会長   | <p>説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>   |
| 奥田委員   | <p>以前にサンゴの申請をした業者があったが、現在の状況を教えていただきたい。</p>  |
| 山神水産技師 | <p>方針改正の際に、要望がある方がいる話を委員会で説明をしたところ。現在はその方ともう 1 社の計 2 社、新規許可の要望があるところ。奄美海区を含む要望はありません。</p> <p>現在の状況としては 2 社とも要望があったということで、新しい方針に基づく制限、ROV を使って取らないといけないや数量管理があるとか、地区の同意が必要とか、そのような説明をし、計画を考えていただいている状況です。</p> <p>計画が整えば、希望する海域の地区の団体に話があり、そこまで了承が得られれば、許可をするかどうか海区委員会で、諮問す</p>  |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>るという流れです。<br/>現状としては、進展はありません。</p>  |
| 奥田委員   | 新たに申請をするという動きはないですか。   |
| 山神水産技師 | <p>方針改正の話をした令和7年末の頃は、県内全体で1社、新たにやりたいという話がありましたが、今、具体的な話があるところとした2社のうち、1社追加があったのは、種子島周辺です。</p> <p>県としては同じように、その制限の内容を説明して、まずは計画書を作ってみてくださいという話をしているところです。</p> |
| 茂野会長   | 他にございませんでしょうか。   |
| 他委員    | 意見なし。  |
| 茂野会長   | 議事3について、原案のとおり定めることを適当とする旨答申してよろしいか。   |
| 他委員    | 異議なし。  |
| 茂野会長   | ご異議がないようですので、議事3については原案のとおり答申することと決定いたします。   |

【議事 4 知事許可漁業に係る制限措置等について】

|        |   |
|--------|---|
| 茂野会長   | <p>それでは議事 4「議事 4 知事許可漁業に係る制限措置等について」を議題といたします。</p> <p>本件は諮問事項となっております。</p> <p>それでは、議事提出者の県から説明をお願いします。</p>  |
| 寺岡水産技師 | <p>議事 4 について説明します。資料 1 ページをご覧ください。知事許可漁業であるロープ曳きとびうお浮敷網漁業について、新規許可申請の要望があることから、漁業調整規則に基づき、制限措置の内容等及び許可の有効期間を奄美大島海区漁業調整委員会に諮問するものです。諮問文を読み上げます。</p> <p style="text-align: center;">＜諮問文読み上げ＞</p> <p>続いて 2 ページをご覧ください。奄美大島海区における漁業許可に係る漁業法第 58 条において準用する制限措置等及び許可の有効期間について説明します。本ページに記載の内容については県 HP へ公示する予定です。</p> <p style="text-align: center;">＜制限措置等読み上げ＞</p> <p>制限措置は現在の許可内容に合わせています。表の右から 2 列目に記載の「許可または起業の認可をすべき漁業者の数」については許可申請予定者としております。このたびは、1 者が申請予定者です。この申請数については、漁業者が所属する漁協から新規許可に対する要望があり、漁業調整上問題ないと考えられること、資源上基本的に問題ないと考えられることから、許可申請予定者数として問題ないと考えます。</p> <p>許可の有効期間は県漁業調整規則により 3 年間と定められていますが、継続の許可のタイミングを現在の許可者に合わせるため、許可日～令和 11 年 3 月 10 日までとし、いずれも委員会から答申のあった日以降で一週間設けます。</p> <p>3 ページ以降については参考資料として、関係法令等を記載しています。以上で説明を終わります。</p> |
| 茂野会長   | <p>説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょ</p>   |

|        |   |
|--------|---|
|        | うか。   |
| 元山委員   | 諮問分の宛名について、議事 3 は海区漁業調整委員会殿であるが、議事 4 では様となっているはなぜですか。 |
| 山神水産技師 | 議事 3 が間違えているため修正します。                                  |
| 茂野会長   | 他にございませんでしょうか。  |
| 他委員    | 意見なし。   |
| 茂野会長   | 議事 4 について、原案のとおり定めることを相当とする旨答申してよろしいか。                |
| 他委員    | 異議なし。   |
| 茂野会長   | ご異議がないようですので、議事 4 については原案のとおり答申することと決定いたします。          |

【議事 5 浮魚礁の敷設及び利用に係る委員会指示について】

|      |   |
|------|---|
| 茂野会長 | <p>それでは議事 5「議事 5 浮魚礁の敷設及び利用に係る委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>本件は協議事項となっております。</p> <p>それでは、議事提出者の事務局から説明をお願いします</p>   |
| 内藤書記 | <p>資料 5 をご覧ください。「浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示について」でございます。「浮魚礁の敷設及び利用に係る委員会指示」については、昭和 60 年に最初の指示から、所要の改正を行いつつ、3 年ごとに有効期間の更新を行ってきました。</p> <p>現行の委員会指示の有効期間が今年の 3 月 31 日で切れることに伴い、委員会指示の更新と、これに伴う承認取扱要領の更新を行うものです。</p> <p>資料の 3 ページをご覧ください。こちらは委員会指示案です下線部分が今回の変更部分です。今回、委員会指示については現在の指示内容の変更はなく、年次等の改正のみを行いたいと考えています。</p> <p>上から順にご説明いたしますと、まず、前文において、指示番号及び指示年月日を改めております。なお、指示年月日は、県の公報掲載日になります。</p> <p>次に、指示の「1」の(3)ですが、これは、従前の委員会指示において敷設の承認を受けた浮魚礁で、新しい委員会指示の施行の際に現存するもの、つまり既に委員会の承認を受けて敷設されている浮魚礁については、この新しい委員会指示の有効期間内においては敷設の承認を受けたものとみなすという規定になります。これにつきましても、指示年月日、指示番号、指示期間を改めております。</p> <p>最後に「2」の有効期間でございますが、新しい委員会指示の有効期間を令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間で改めております。</p> <p>続いて、資料の 3 ページから 4 ページに承認取扱要領案を掲載しています。本文に変更はなく、最後の附則について委員会指示の有効期間と合わせ更新しています。</p> <p>5 ページから 8 ページは承認の申請に必要な様式を記載しています。5 ページの申請書について委員会指示番号を変更していま</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>す。9ページの審査基準については変更ありません。<br/>10ページから12ページに新旧対照表を添付しています。<br/>議事5についての説明は以上です。よろしくお願いいたします<br/>す。</p> |
| 茂野会長 | <p>説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんで<br/>しょうか。</p>   |
| 鳥居委員 | <p>実績報告について、4月末ということは次回の委員会でデータと<br/>して上がってくるという認識でよろしいでしょうか。</p>                                       |
| 内藤書記 | <p>4月末までに報告書が出てくることになっているので、とりまと<br/>め次第委員会にて報告いたします。</p>   |
| 茂野会長 | <p>他にございませんでしょうか。</p>   |
| 他委員  | <p>意見なし</p>   |
| 茂野会長 | <p>議事5について、原案のとおり承認することとしてよろしい<br/>か。</p>   |
| 他委員  | <p>異議なし</p>   |
| 茂野会長 | <p>ご異議がないようですので、議事5についてはそのように決定<br/>いたします。</p>  |

【議事 6 うみがめの採捕についての指示について】

|      |  |
|------|--|
| 茂野会長 | <p>それでは議事 6「議事 6 うみがめの採捕についての指示について」を議題といたします。</p> <p>本件は協議事項となっております。</p> <p>それでは、議事提出者の事務局から説明をお願いします</p>  |
| 内藤書記 | <p>資料 6 をご覧ください。「うみがめの採捕に係る委員会指示について」です。</p> <p>「うみがめの採捕に係る委員会指示」については、平成 4 年の最初の指示から所要の改正を行いつつ、3 年ごとに有効期間の更新を行ってきました。現行の委員会指示の有効期間が今年の 3 月 31 日で切れることに伴い、委員会指示の更新と之に伴う事務取扱要領の更新を行うものです。資料の 2 ページをご覧ください。こちらは委員会指示案で下線部が今回の変更部分です。</p> <p>今回、委員会指示については現在の指示内容の変更はなく、年次等の改正のみを行いたいと考えております。</p> <p>上から順に説明すると、前文において、指示番号及び指示年月日を改めております。なお、指示年月日は、県の公報掲載日となります。</p> <p>次に「10」の有効期間について、新しい委員会指示の有効期間を令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間と改めております。</p> <p>続いて、資料の 3 ページに事務取扱要領案を掲載しています。新旧対照表を掲載しております。本文に変更はなく、最後の附則について委員会指示の有効期間と合わせ更新しています。</p> <p>4 ページから 6 ページは承認の申請様式等になります。</p> <p>4 ページの申請書について委員会指示番号を変更しています。7 ページから 9 ページには新旧対照表を添付しています。</p> <p>また、10 ページには、平成 4 年度から令和 3 年度までの奄美大島海区におけるうみがめ採捕承認実績を掲載しています。当海区では、平成 4 年度以降毎年度 1 名から申請があり、承認してきたところでしたが、令和 3 年度以降うみがめ採捕承認の実績はありません。</p> <p>議事 6 についての説明は以上です。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 茂野会長 | <p>説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>   |

|          |   |
|----------|---|
|          | <p>うか。</p>  |
| 阿多委員     | <p>採捕の制限について（うみがめの卵を含む）となっているが、卵は海の中に入るので入れる必要はあるのか。</p>  |
| 加治屋事務局次長 | <p>うみがめの親と卵の取扱いについて、親の採捕を禁止しているため、その卵についても禁止することはおかしいことではないと考えています。</p>   |
| 村田漁業調整係長 | <p>指示を作った目的に国際的なうみがめの保護が1つとしてあり、漁業権がどこまでおよぶかという最大高潮線になります。砂浜がおおよそ漁業権の範囲に含まれると考えると卵も含まれるという認識でよいのではないかと考える。</p>  |
| 阿多委員     | <p>保護することは分かるが、漁業者からすると海藻や藻を増やすという事業がある一方、海藻や藻がうみがめに食べられてしまい水の泡になってしまう。</p> <p>与論では琉球スガモが復活してきて良かったと思っていたところにすべてうみがめに食べられてしまい、見るも無惨な姿になってしまった。そのようなうみがめの被害にあっている漁業者がこの話をしてもいいのか、苦しいところ。久米島の捕獲ではなく駆除したという問題もあった。網にうみがめが入ったときに、捕獲して網から出さなければならず、余計な手間がかかっている。</p> |
| 奥田委員     | <p>イカ芝を設置するときまとめて投入すると、うみがめが産卵に来るイカを待っている。ばらけさせて投入しないとならない状況になっている。うみがめは漁業者にとって害になっている。昔はうみがめを食べることもあったが、今は採捕禁止になってしまって、うみがめの産卵場所がないという人もいるが、それでもないうみがめは増えている。</p>  |
| 茂野会長     | <p>うみがめは漁業者にとって害をなすというご意見である。</p>   |
| 加治屋事務局次長 | <p>ご意見として、承りました。</p>  |
| 阿多委員     | <p>この話は解決策がないような感じがする。</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>天然記念物のシカも害をなす面もあり駆除するという話もきいたので、うみがめもそのような話をしていてもいいのではないか。</p> |
| 茂野会長 | <p>いろいろな話があるので、県の方も考えていってほしいと思います。</p>                            |
| 茂野会長 | <p>他にございませんでしょうか。</p>   |
| 他委員  | <p>意見なし</p>   |
| 茂野会長 | <p>議事6について、原案のとおり承認することとしてよろしいか。</p>                              |
| 他委員  | <p>異議なし</p>   |
| 茂野会長 | <p>ご異議がないようですので、議事6についてはそのように決定いたします。</p>                         |

【議事 7 奄美大島海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定について】

|      |   |
|------|---|
| 茂野会長 | <p>それでは議事 7「議事 7 奄美大島海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定について」を議題といたします。</p> <p>本件は協議事項となっております。</p> <p>それでは、議事提出者の事務局から説明をお願いします</p>   |
| 内藤書記 | <p>議事 7 についてご説明します。資料 7 をご覧ください。「奄美大島海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定について」です。</p> <p>1. 制定の理由について、鹿児島県公文書の読点の表記を「,」から「、」に変更することに伴い、奄美大島海区漁業調整委員会告示の読点についても同様に、「、」を導入する。</p> <p>導入に当たって、公文書の読点の表記を変更した日以後に新たに制定する告示等については、制定時に読点を「、」と表記することで足りるが、公文書の読点の表記を変更する日以前に制定した既存の告示については、読点の表記を変更しなければ「,」のままになってしまうことから、標記告示を制定し、読点の一括改正を行うものです。</p> <p>2. 制定の内容について、この告示の施行の際現に制定されている奄美大島海区漁業調整委員会告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。</p> <p>施行期日は令和 8 年 4 月 1 日からです。</p> <p>4 経過措置は不要となっております。</p> <p>5 その他、奄美大島海区漁業調整委員会指示については、令和 8 年 4 月 1 日以降に行う指示から、読点の表記を「、」とする。</p> <p>議事 7 についての説明は以上です。よろしくお願いたします。</p> |
| 茂野会長 | <p>説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか</p>   |
| 他委員  | <p>意見なし</p>   |
| 茂野会長 | <p>議事 7 について、原案のとおり承認することとしてよろしい</p>  |

|                        |   |
|------------------------|---|
| <p>他委員</p> <p>茂野委員</p> | <p>か。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議がないようですので、議事7についてはそのように決定いたします。</p> |
|------------------------|---|

【議事 8 漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について（報告）】

|        |   |
|--------|---|
| 茂野会長   | <p>それでは議事 8「議事 8 漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について」を議題といたします。</p> <p>本件は報告事項となっております。</p> <p>それでは、議事提出者の県から説明をお願いします</p>   |
| 山神水産技師 | <p>議事 8 についてご説明をいたします。資料 8 の 1 ページをご覧ください。</p> <p>まず、本報告に関する内容についてご説明をいたします。</p> <p>本報告は、令和 2 年 12 月の漁業法改正に伴って新たに報告が課せられたものでございます。2 ページに漁業法の抜粋を掲載しておりますが、漁業法第 90 条によりますと、漁業権者は 1 年に 1 回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならない。また、知事は海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事項について報告をすると定められています。今回行うのはこれに基づく報告となっております。</p> <p>2 番の報告の内容については法令で定められているものを列挙しています。今回は、これらの内容について、全漁協から直近の事業年度について報告を受けています。結果についてまとめたものが 3 ページになります。詳細を掲載するとかなり膨大な量になりますので、このように一覧表に取りまとめています。左から、漁業権者、漁場番号、行使権者数、資源管理状況等、漁場活用状況、漁獲量、漁獲金額となっております。</p> <p>資源管理の状況等について、種苗放流や魚礁設置等の増殖対策が各漁場で実施されているとのことで、それぞれ実施されたものについて番号で記載しています。</p> <p>続いてその隣、漁場活用状況については、全ての漁業権漁場が適切に利用されていまして、全て○としております。</p> <p>漁獲量及び漁獲金額については、これまで記載がある場合は「ア」、ない場合は「イ」という標記をしていましたが、鹿児島海区において、数字を記載して欲しいという要望があったので、今年度から数字を記載しています。</p> <p>なお、漁獲量及び漁獲金額につきましては、漁協の経営情報になるので、委員会資料として公表する際には伏せさせていただきますので、ご了承ください。</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>続いて4ページですが、区画漁業権に関する報告になります。区画漁業権については一部漁場において実績がない状況です。実績のない漁場においては、漁業権切り替えに向けて、今後の計画や免許の必要性等について確認をすることとしています。</p> <p>県からの報告は以上です。</p> |
| 茂野会長 | <p>説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>  |
| 他委員  | <p>意見なし</p>   |
| 茂野会長 | <p>質疑もないようですので、議事8についてはこれで終了します。</p>  |

【その他・閉会】

|          |   |
|----------|---|
| 茂野会長     | 次に「その他」ということで、事務局や委員の方から何かございませんか。  |
| 村田漁業調整係長 | <p>12月9日に開催された委員会で諮問した「鹿児島県漁業調整規則の一部改正について」の質疑において、県当局の回答に誤りがありましたので、発言の修正いたします。</p> <p>具体的には阿多委員のご質問の中で、オオウナギの採捕について、許可が必要かという問いがありました。</p> <p>質問に対しまして、私の方から調整規則の中では、ニホンウナギについて13cm以下の採捕禁止しているの、オオウナギについては、規制はないため採捕可能というような旨の回答をしたところでは、</p> <p>正しくは、県の調整規則の中では、全長21cm以下のウナギをとることを目的とする漁業を許可の対象としておりますので、ニホンウナギ、オオウナギの種類の区別というものはしていません。</p> <p>そのため、21cm以下のオオウナギを採捕するときは、許可が必要になります、以上の発言を修正いたします。</p> <p>なお漁業法における特定水産動植物の指定においても、13cm以下の、うなぎの稚魚とされていますので、うなぎの種類ごとに分かれてはいないので、許可を得ずにシラスウナギの状態のオオウナギをとっても、罰則の対象となりますので、合わせて回答いたします。</p> |
| 茂野会長     | 他に事務局ございませんか。   |
| 内藤書記     | 次回の開催についてです。現在6月を予定しています。4月、5月で議題が出た場合はそれに合わせて4月、5月に開催します。  |
| 茂野会長     | 他にございませんか。  |
| 竹山委員     | <p>ソデイカ委員会指示の看板についてお礼を述べさせていただきたいと思います。看板について、海区委員会及び奄水協の協力の元で早期に実現することができました。</p> <p>また、関係機関、大島支庁水産担当の方々の尽力によりできたことに対してお礼申し上げます。</p>   |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>前回山下委員から要望があった、徳之島や沖永良部にも看板が欲しいという話がありました。これは資源管理と、計画的な漁業、漁業者の意識を高めるという意味で、必要とされる場所にも設置したほうがいいのではないかという考えがありますので要望したいと思います。</p>  |
| <p>加治屋事務局次長</p> | <p>看板設置に関しては、それなりに費用がかかるもので、今回の費用に関して奄水協から出していただきました。奄水協の理事会、総会で議決をとる必要があります、必要性を説明し、沖永良部と徳之島で要望があると会にお願いして、設置を前向きに進めていければと思います。以上です。</p>   |
| <p>竹山委員</p>     | <p>お願いします。</p> <p>あとは、メンバーから聞いた話で本当かどうか分かりませんが、去年11月にソデイカ漁が解禁となり、悪天候のため入ってきた沖繩の船の話では、沖の方にはかなり多くの船が来ており、時化の時には沖の方で流している。沖繩船もかなり入ってきてる。冷凍設備を積んでいる場合は満タンになるまで操業してから帰っている。その中で旗数は港で確認して規制している状況になっています。そのような現状で50海里という制限の中の、監視体制をどうするかというのが今後の課題だと思いますが、この部分について関係機関の方たちと監視体制を整えていければいいと思いますが、来年度11月の解禁に向けて、そのようなこともやっていくべきではないかと思うのでよろしく願いいたします。</p> |
| <p>加治屋事務局次長</p> | <p>我々もその情報については把握しております。おっしゃる通り、今まで陸上取締もしてきたんですが、避難しない船もいる状況について、来期に向けて検討を進めていきたいと、前向きに考えています。</p>  |
| <p>茂野会長</p>     | <p>今の意見は地元の業者からよく聞かれる意見になるが、地元の船は小さくてなかなかでれないところ、沖繩の船は大型なのででれると、その中で50海里以内で操業しているという話をよく聞きますので、そこの取締をどうするか、県の方、よろしく願いいたします。</p>   |

|          |   |
|----------|---|
| 茂野会長     | <p>他にその他ございませんか。<br/>よろしいですか。<br/>それでは本日予定されておりましたすべての議事を終了いたします。議事進行にご協力いただきありがとうございました。</p> |
| 加治屋事務局次長 | <p>これをもちまして第 286 回奄美大島会長，漁業調整委員会を閉会いたします。<br/>皆さんありがとうございました。</p>                             |

議事録署名

会長 茂野拓真

委員 関田忠廣

委員 元山公知